



岡山県充電環境整備事業補助金



電気自動車等の普及を促進し、県内の温室効果ガス排出量の削減につなげるため、岡山県内に充電設備を設置する事業者等を対象に、予算の範囲内でその費用の一部を補助します。

●設置場所、交付対象者

	設置場所	交付対象者	
急速充電設備	・公共施設、商業施設、宿泊施設等のうち、EV等の普及に有効と考えられる場所（自動車販売会社の店舗は除く。）	(1) 地方公共団体 (2) 法人 (3) 個人事業主	
普通充電設備	同 上	同 上	(6) 左記(1)～(5)の者と補助事業に係るリース契約を締結する法人
	・マンション等に属する駐車場	(4) ・新設または既設のマンション等の管理組合の代表者（新築マンション等で管理組合が設置されていない場合は建築主） ・賃貸マンション等の所有者	
	・事務所・工場等に勤務する従業員、事業者が利用する駐車場	(1) 地方公共団体 (2) 法人	
	・月極駐車場	(5) 月極駐車場の所有者	

●補助要件

	急速充電設備	普通充電設備
補助要件	<p>(1) 一般社団法人次世代自動車振興センターが交付対象となる設備として承認した充電設備であること。</p> <p>(2) 県の他の補助金と重複して申請していないこと。</p> <p>(3) 新品であること。</p> <p>(4) 公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所に設置すること。</p> <p>(5) 利用者を限定せず、利用にあたり他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと。（駐車料金の徴収は可。）</p> <p>(6) 施設等の入口に充電場所を示す案内板を設置すること。</p> <p>(7) 充電設備の利用者から充電料金を徴収すること。</p> <p><u>【注】(4)～(7)は、設置場所が公共施設、商業施設、宿泊施設等の場合の要件。</u></p> <p>(8) 設置及びその経費の支払いが実績報告書提出期限までに完了すること。</p> <p>(9) リースの場合、リース事業者が申請者となり、リース料金に補助金相当額分の値下がりを反映されること。</p>	同左
		(10) 既存の充電設備の更新ではないこと。 (11) ・事務所・工場等に勤務する従業員が利用する駐車場に設置する場合、充電設備の利用は従業員の通勤車であること。 ・事業者が利用する駐車場に設置する場合、充電設備の利用は申請者が所有する社有車（自動車検査証に法人で使用者登録されている車両）であること。

●補助対象経費、補助率等

	急速充電設備	普通充電設備
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ●充電設備の購入費 <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人次世代自動車振興センターにおいて承認された補助金交付上限額（定額）、又は購入価格のいずれか低い方の価格 ●充電設備の設置工事費 <ul style="list-style-type: none"> ・充電設備設置工事費 ・案内板設置工事費 ・付帯設備設置工事費及びその他設置に係る費用 <p>ただし、導入する充電設備の台数が補助上限台数を上回る場合、補助対象となる工事費は、補助対象区分に当たる工事費の総額を（補助上限台数／導入する充電設備の台数）の比率で按分する。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●充電設備の購入費 <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人次世代自動車振興センターにおいて承認された補助金交付上限額を2倍にした額、又は購入価格のいずれか低い方の価格 ●充電設備の設置工事費 <ul style="list-style-type: none"> ・充電設備設置工事費 ・案内板設置工事費 <p>ただし、マンション等に属する駐車場、事務所・工場等に勤務する従業員や事業者が利用する駐車場又は月極駐車場に普通充電設備等を設置する場合は、補助要件（4）～（7）を満たすことを補助対象の条件とする。</p> ・付帯設備設置工事費及びその他設置に係る費用 <p>ただし、導入する充電設備の台数が補助上限台数を上回る場合、左と同じ</p>
補助率	1／2	<p>(1) 充電設備を既築分譲マンションへ設置する場合：3／4 (2) (1)の補助率が適用される場合以外：1／2</p>
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費に補助率を乗じた額（千円未満切り捨て）。ただし、国の補助金・助成金等を受給する場合、その受給額を補助対象経費から控除した額に補助率を乗じた額とする（千円未満切り捨て）。 	同 左
補助上限額	1台につき1,500千円 (2口以上の充電設備は1口につき250千円を加算)	1台につき180千円
補助上限台数	1施設等につき1台	施設等の駐車場収容台数の2割以内又は10台のいずれか低い方の台数。ただし、施設等の駐車場収容台数の2割が1台未満の場合は1台。マンション等に属する駐車場にあっては上記にかかわらず10台。

●申請期限

申請期限	令和8年2月10日	同 左
------	-----------	-----

（お問い合わせ）

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
 岡山県環境文化部 脱炭素社会推進課（県庁舎8階）
 電話：086-226-7297
 HP：<https://www.pref.okayama.jp/page/965920.html>

ようこそ晴れの国 おかやまへ

